

○工事請負標準契約書の運用について

平成8年1月24日港管第112号
最終改正 令和2年3月30日国港総第721号
港湾局長から特定部長あて

平成8年4月1日以降に締結する工事請負契約に係る工事請負契約書については、「工事請負標準契約書の制定について」（平成8年1月24日付け港管第111号）をもって通知したところであるが、その運用について、下記によることとしたので、遺漏なきよう取扱われたい。

記

第1条関係

- (1) 第3項において、仮設、施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めることとしているので、設計図書における特別の定めについては、その必要性を十分検討し、必要最小限のものとすること。
- (2) 第5項において、本契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう措置すること。
- (3) 第12項において、受注者が共同企業体を結成している場合には、契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）と受注者との間では全ての行為は共同企業体の代表者を通じて行うこととなったので、遺漏のないよう措置すること。

第3条関係

- (1) 請負代金内訳書については、契約担当官等の承認を要せず、契約担当官等及び受注者を拘束するものではないので、第25条の規定による請負代金額の変更、第30条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第38条の規定による部分払等を行う場合の額の確定に当たっては、工程

表を参考にして設計書の内訳により行うものとする。

- (2) 第1項の「○日」については、原則として14日とすること。なお、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第4条関係

- (1) 契約の保証については、当分の間、金銭的保証によること。なお、特段の事情が有り役務的保証を必要とする場合は、あらかじめ当職と協議すること。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の保証を免除できるものとし、当該条項を削除するものとする。
- 一 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合。
 - 二 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員全部が中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。）であって、その数が3人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級（契約業者取扱要領（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第6条の規定により付された等級をいう。）が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。

第7条関係

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称等を含むものであること。

第9条関係

第4項は第1条第5項の特則を規定したものではなく、設計図書において権限が創設される監督職員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものであること。

第10条関係

第3項について、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。

- 一 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。

二 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。

三 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

四 前三号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第12条関係

第1項に規定する契約担当官等は、必要に応じて第1項に規定する権限を監督職員に委任できるものとする。

第13条関係

(1) 第3項の「○日」については、原則として、7日とすること。なお、検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

(2) 第5項の「○日」については、原則として、7日とすること。なお、工事材料の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第14条関係

第4項及び第5項前段の「○日」については、原則として、7日とすること。なお、立会い又は見本検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合には、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第16条関係

(1) 第1項は契約担当官等の工事用地の確保義務を規定したものであるが、「受注者が工事の施工上必要とする日」とは受注者の工事の進捗状況を勘案して現実に受注者が工事を施工するため用地を必要とする日をいう。

(2) 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与物件を契約担当官等に返還することが含まれること。

(3) 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与物件を回収することが含まれること。

第20条関係

- (1) 第1項において、工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合とは、現実的に受注者が工事を施工できないと認められるときをいう。
- (2) 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するため労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

第24条関係

- (1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第44条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「○日」については、原則として14日とすること。なお、工期、工事の態様等により、14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。
- (3) 第2項にいう「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第44条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

第25条関係

- (1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「○日」については、原則として、14日とすること。なお、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。
- (3) 第2項にいう「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給

材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当官等が工事の施工の一時中止を通知した日、第22条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第23条第2項においては、契約担当官等が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第44条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。

- (4) 第3項の「乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条第2項、第23条第2項及び第44条第2項の規定に基づくものをいう。

第26条関係

- (1) 第1項の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができること。
- (2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、受注者から第1項の請求があった日から起算して、14日以内で契約担当官等が受注者と協議して定める日において、監督職員に確認させるものとする。この場合において受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- (3) 第3項及び第7項の「○日」については、原則として、14日とすること。なお、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議を行える範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。
- (4) 第4項に規定する再スライドを行う場合は、(1)から(3)までを準用すること。
- (5) 契約担当官等は、必要に応じて現場説明時等において(1)及び(2)の事項を了知させること。
- (6) 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別な要因をいう。

第30条関係

- (1) 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。

(2) 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。

(3) 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（ただし、この額が20万円を超える場合はこの限りではない。）に満たない場合は、損害がなかったものとする。

この場合、第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」も対象としない。

(4) 契約担当官等は、現場説明時等において(1)及び(3)の事項を了知させること。

第31条関係

第1項の「○日」については、原則として、14日とすること。なお、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議を行える範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第36条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

第38条関係

(1) 第1項の「○回」については、工期及び請負代金額を勘案して妥当と認められる回数とすること。

(2) 第6項の「○日」については、原則として、10日とすること。なお、工期、工事の態様等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第39条関係

第2項の「○日」については、原則として、14日とすること。なお、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議を行える範囲で伸張又は短縮した日数とすることができるものとする。

第40条関係

契約担当官等は、現場説明時等において次に掲げる事項を了知させること。

(1) 各会計年度における請負代金額の支払の限度額（○年度○%と割合で明らかにすること。）

- (2) 各会計年度における請負代金額の支払いの限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

第54条関係

- (1) 第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与物件を契約担当官等に返還することが含まれること。
- (2) 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与物件を回収することが含まれること。

第55条関係、第56条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に参入しないこと。
- (2) 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約書記載の工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

附 則（平成22年9月22日国港総第374号）

この通知は、平成22年10月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。